

神奈川県内全市町村で一斉実施

個人住民税の特別徴収の 完全実施をめざします！



神奈川県PRキャラクター
かながわキンタロウ

事業者の皆様へ

平成28年度まで(一部先行実施)に、特別徴収義務者となるべき事業者の方に対して、特別徴収義務者の指定(特別徴収税額の通知)を行います。よろしくお願ひします。



Q. 神奈川県内のみ
の取組みですか？



A. 時期の違いはありますが、全国的な取組みです。また、九都県市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市および相模原市の九団体)でも、特別徴収の推進のため、連携して各種の取組みを行っています。

Q. すべての従業員
について特別徴収しな
ければならないので
すか？



A. 原則として特別徴収していただく必要があります。なお、5月31日までに退職予定の方など、県内全市町村の統一基準(神奈川県統一基準)に該当する場合は、当面、普通徴収切替理由書等を提出していただくことにより普通徴収を認めることとしています。(神奈川県統一基準については、裏面をご覧ください。)

■ 県税ホームページもご覧ください。

県税便利帳

検索

特別徴収制度や、特別徴収により納税する手続きは？

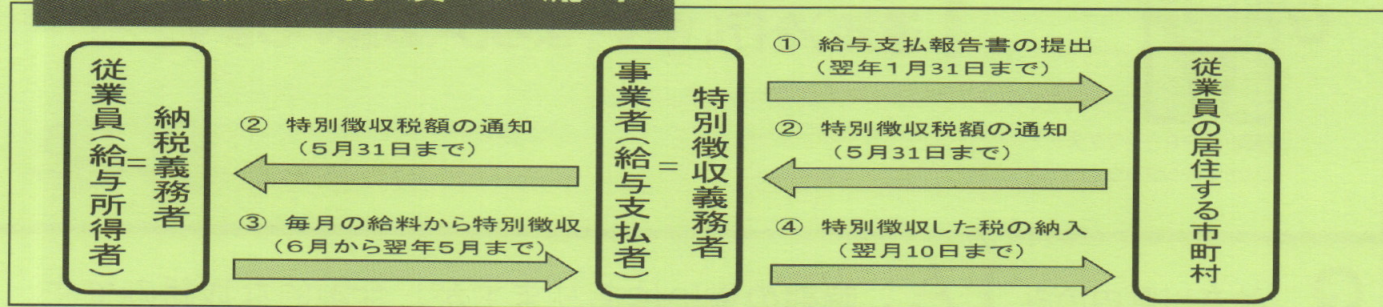
■ 事業者の方が、従業員の方の毎月の給料の支払時に、個人住民税を給料から差し引いて徴収し、市町村に納めていただく制度です。(地方税法第41条、第321条の3)

※ 個人の市町村民税と県民税を総称して、「個人住民税」といいます。

■ 納税の手続きは、次のとおりです。

- ◆ 毎年5月に、従業員の方のお住まいの市町村から「特別徴収税額通知書」が事業者の方に送付されます。[下図②]
- ◆ この通知書には、従業員の方の毎月の税額(6月から翌年5月までの分)が記載されていますので、この税額を従業員の方の毎月の給料から差し引いて個人住民税を徴収していただきます。[下図③]
- ◆ 徴収した個人住民税は、徴収した月の翌月10日までに従業員の方のお住まいの市町村に納入していただきます。[下図④]

特別徴収制度の流れ



神奈川県統一基準とは？

当面、例外的に普通徴収を認める場合の基準を県内市町村で統一したものです。普通徴収とするためには手続きが必要です。具体的には各市町村にお問い合わせください。

【当面普通徴収を認める従業員の基準】

- (1) 他の事業所で、特別徴収を行っている方(例：乙欄適用者)
- (2) 給与が少額で、特別徴収税額の引き去りができない方(例：年間の給与支給額が100万円以下)
- (3) 給与の支払が不定期な方(例：給与の支払が毎月でない)
- (4) 個人事業主の事業専従者で、専従者給与を受けている方
- (5) 退職又は退職予定の方(5月末日まで)

【当面特別徴収しないことを認める事業者の基準】

- (1) 特別徴収すべき従業員の方が2人以下
- (2) 電算システム改修等のため、直ちに特別徴収することが困難

特別徴収の手続きなどのお問い合わせ先

- | | | | |
|----------------------------------|----------------------------------|--------------------------------|----------------------------------|
| ◆横浜市 特別徴収センター
電話(045)671-4471 | ◆逗子市 課税課
電話(046)873-1111(代) | ◆綾瀬市 税務課
電話(0467)70-5611 | ◆開成町 税務窓口課
電話(0465)84-0313 |
| ◆川崎市 法人課税課
電話(044)200-2209 | ◆三浦市 税務課
電話(046)882-1111(代) | ◆葉山町 税務課
電話(046)876-1111(代) | ◆箱根町 税務課
電話(0460)85-7750 |
| ◆相模原市 市民税課
電話(042)769-8221 | ◆秦野市 市民税課
電話(0463)82-5130 | ◆寒川町 税務課
電話(0467)74-1111(代) | ◆真鶴町 税務収納課
電話(0465)68-1131(代) |
| ◆横須賀市 市民税課
電話(046)822-8192 | ◆厚木市 市民税課
電話(046)225-2011 | ◆大磯町 税務課
電話(0463)61-4100(代) | ◆湯河原町 税務課
電話(0465)63-2111(代) |
| ◆平塚市 市民税課
電話(0463)21-8767 | ◆大和市 市民税課
電話(046)260-5234 | ◆二宮町 税務課
電話(0463)71-3311(代) | ◆愛川町 税務課
電話(046)285-6915 |
| ◆鎌倉市 市民税課
電話(0467)61-3921 | ◆伊勢原市 市民税課
電話(0463)94-4711(代) | ◆中井町 税務町民課
電話(0465)81-1113 | ◆清川村 税務住民課
電話(046)288-3849 |
| ◆藤沢市 市民税課
電話(0466)25-1111(代) | ◆海老名市 市民税課
電話(046)235-8594 | ◆大井町 税務課
電話(0465)85-5008 | |
| ◆小田原市 市民税課
電話(0465)33-1354 | ◆座間市 市民税課
電話(046)255-1111(代) | ◆松田町 税務課
電話(0465)83-1224 | |
| ◆茅ヶ崎市 市民税課
電話(0467)82-1111(代) | ◆南足柄市 税務課
電話(0465)73-8015 | ◆山北町 町民税務課
電話(0465)75-3641 | |




マイナンバーを順次 お届けしています。

マイナンバー(個人番号)の通知は、
住民票の住所に簡易書留で世帯ごとにお届けします。
通知は、概ね11月中には届きますので
大切に保管してください。

※10月5日時点の住民票に記載されている住所(居所を登録された方は当該居所)に届きます。



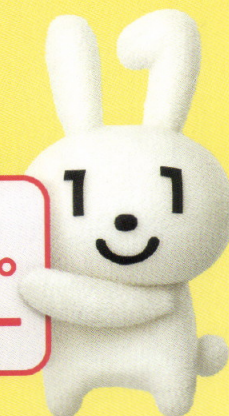
こちらの封筒が
届きます。

	<h2>封筒の中に入っているもの</h2> <ol style="list-style-type: none">1 通知カード あなたのマイナンバー(個人番号)が記載されています。 ミシン目に沿って切り離し、大切に保管してください。 「個人番号カード」の取得にも必要です。2 個人番号カード交付申請書 必要事項を記入し、写真を貼れば、 簡単に申請ができます! 詳しくは、3 説明用パンフレットをご覧ください。3 説明用パンフレット4 個人番号カード交付申請書の 返信用封筒も入っています。
--	--

「通知カード」を受け取れなかった方は、
住民票のある市区町村にお問い合わせください。

ずっと使う番号だから、
マイナンバーは大切に。

1人に1つ。
マイナンバー



平成28年1月から、社会保障・税・災害対策の行政手続で、マイナンバーの利用が始まります。

こんな場面で、あなたも**マイナンバー**を使います。

学生



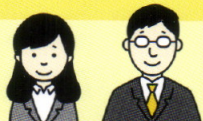
- アルバイトの勤務先に
- 奨学金の申請時に
- 勤労学生の控除手続に

主婦・保護者



- パート・アルバイトの勤務先に
- 出産育児一時金や育休の申請時に
- 児童手当の申請時に

従業員



- 扶養控除等(異動)申告書など会社に提出する税務関係書類に
- 健康保険や雇用保険、年金などの手続に

高齢者・障害者など



- 年金給付の手続に
- 福祉や介護の手続に
- 災害時の支援利用時に

外国人



- 中長期在留者や特別永住者などの外国人も税や社会保障等の手続でマイナンバーを使います。

ずっと
使うから
大切にね!



- マイナンバーを使う手続は法令で定められています。
- マイナンバーを使う手続では、身元確認書類による本人確認も行うため、マイナンバーだけで足りずまじはできません。

マイナンバーのお問合せは

新設

マイナンバー
総合フリーダイヤル

0120-95-0178 (無料)

平日 9:30~22:00
土日祝 9:30~17:30
※年末年始を除く

- 一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、
通知カード・個人番号カードについては 050-3818-1250
その他のお問合せについては 050-3816-9405 におかけください。

マイナンバーについて詳しくは

マイナンバーに便乗した不正な勧誘や情報取得などにご注意ください。

役所や公の機関の職員が自宅を訪問したり、電話をすることはありません。お金を求めることもありません。

あやしいなと思ったら
☎ 消費者ホットライン **188** (お近くの消費生活相談窓口をご案内します。)
☎ 警察相談専用電話 **#9110** 又は最寄りの警察へ

住民基本台帳カードを利用されている方への重要なお知らせ

e-Taxで申告手続等を行う際には電子証明書が必要です。

住民基本台帳カードに格納された電子証明書の有効期間は3年となっていますが、個人番号カードの導入に伴い、次の点にご留意ください。

○ **電子証明書の有効期間内にe-Taxをご利用される方**

住民基本台帳カードに格納された電子証明書は、有効期間内であれば、平成28年1月以降も、e-Taxでご利用いただけます。

(注) 平成28年1月以降、新たに「個人番号カード」(電子証明書は標準的に搭載されます。)の交付を受けた場合は、個人番号カードをご利用ください。

○ **e-Taxをご利用されるまでに電子証明書の有効期間が満了される方**

住民基本台帳カードの電子証明書の更新は、社会保障・税番号制度の導入に伴い、平成27年12月22日をもって終了します。

平成28年1月以降に「公的個人認証サービスに基づく電子証明書」を利用する場合は、個人番号カードの交付申請を行ってください。

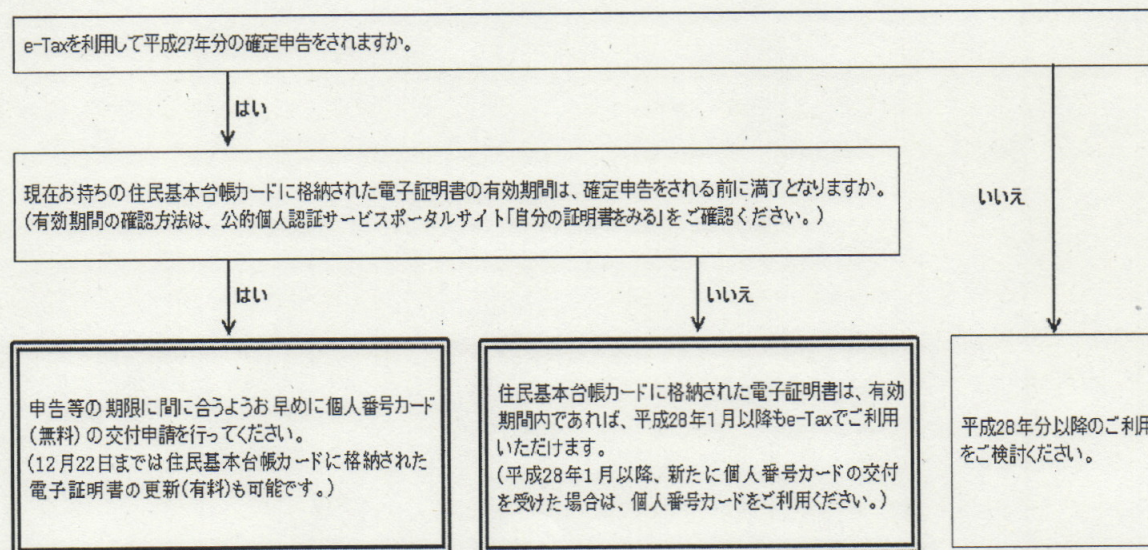
なお、個人番号カードの交付申請が集中した場合、交付に時間がかかる旨のお知らせが総務省ホームページに掲載されていますので、申告等の期限に間に合うよう市区町村窓口にご確認の上、早めに交付申請を行っていただきますようお願いいたします。

詳しくは、総務省ホームページ『住民基本台帳カードの電子証明書を利用されている皆様へ』～有効期間満了に伴う失効について～(外部リンク)をご確認ください。

※ 電子証明書の有効期限の確認方法は、公的個人認証サービスポータルサイト「自分の証明書をみる」(外部リンク)をご確認ください。

※ 個人番号カードの詳しい取得方法については、住民票のある市区町村窓口へお問い合わせください。

【参考】判定フロー



個人番号カードの交付申請を予定されている方へ

個人の方がe-Taxで申告手続等を行う際に必要な公的個人認証サービスに基づく電子証明書については、現在、「住民基本台帳カード」に格納されていますが、平成28年1月以降、「個人番号カード」に格納されることとなります。

この「個人番号カード」の交付申請については、平成27年10月から可能となりますが、申請が集中した場合、カードの作成に時間を要し、市区町村窓口における交付が遅れる可能性がある旨の注意が総務省ホームページに掲載されていますので、お知らせします。

詳しくは、総務省ホームページ「『住民基本台帳カードの電子証明書を利用されている皆様へ』～有効期間満了に伴う失効について～」(外部リンク)をご確認ください。